

商品概要説明書

給与定期貯金「とくとく」

(令和8年4月1日現在)

商品名	・給与定期貯金「とくとく」 ※この商品は「スーパー定期貯金」の商品内容を一部変更したものです。
ご利用いただける方	・個人のみ ※給与振込口座を新規にご指定された方、既にご指定されている方。 ※給与振込口座の管理店舗に限定した取扱いとします。
取扱期間	・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
預入期間	・1年 ※自動継続型(元金継続)または非自動継続型 ※継続時に給与振込が行われていない場合は、ご継続を中止とさせていただきます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入限度額 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・一括預入 ※本商品はATM、JAネットバンク(「JAバンクアプリプラス」含む)でのご契約はできません。 ・お一人さま500万円以内 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
特典	・金利上乗せ(初回満期時まで適用) 店頭表示金利+年0.30% ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。 ※継続時にこの定期貯金を取り扱っていない場合は、一般のスーパー定期貯金としてご継続します。
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融部金融管理課(電話：087-825-0227)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話：089-941-6279) 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A香川県